

大阪州市税条例の一部を改正する条例案

大阪州市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第101条の6」を「第101条の8」に、「第134条の20」を「第134条の22」に改める。

第6条の次に次の12条を加える。

（徴収猶予の要件等）

第6条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき
- (2) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- (3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- (4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき

2 市長は、納税者又は特別徴収義務者につき、徴収金の法定納期限（随時に課する市税については、その市税を課することができることとなつた日）から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限か

ら1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 市長は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

4 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。

5 市長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

（徴収猶予の申請手続等）

第6条の2の2 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができな

い事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか（分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする第6条の6第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第1項（第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。
- 6 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし、又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。
- 7 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないとき

は、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

8 市長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知する。

9 第7項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

10 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第1項、第2項又は第4項の規定に該当すると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。

(1) 第6条の3第1項第1号に掲げる場合に該当するとき

(2) 当該申請書を提出した者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(3) 不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき

11 市長は、第6項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(徴収猶予の通知)

第6条の2の3 市長は、徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間その他必要な事項を当該徴収の猶予又は

当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知する。

- 2 市長は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知する。

(徴収猶予の効果)

第6条の2の4 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる。

- 2 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る徴収金について差し押さえた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（国税徴収法第72条第1項に規定する無体財産権等をいう。）があるときは、その取得した果実又は第三債務者等（法第14条の18第6項第2号に規定する第三債務者等をいう。）から給付を受けた財産で金銭以外のものについて滞納処分を執行し、その財産に係る換価代金等（国税徴収法第129条第1項に規定する換価代金等をいう。）を当該徴収の猶予に係る徴収金に充てることができる。

- 3 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、当該金銭を当該徴収の猶予に係る徴収金に充てることができる。

(徴収猶予の取消し)

第6条の3 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に徴収することができる。

- (1) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 第6条の2第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（市長がやむを得

ない理由があると認めるときを除く。)

- (3) 当該徴収の猶予に係る徴収金につき提供された担保について市長が第6条の6第3項の規定により行つた求めに応じないとき
 - (4) 新たに当該徴収の猶予に係る徴収金以外に、徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)
 - (5) 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき
 - (6) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でない認められるとき
- 2 市長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予の取消しを受けた者に通知する。

(職権による換価の猶予の要件等)

第6条の4 市長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予又は第6条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。

- (1) その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- (2) その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納

に係る徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の徴収金の徴収上有利であるとき

- 2 第6条の2第3項から第5項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	する金額	する金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第6条の2第4項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第6条の2第5項	ことができる	ものとする

（職権による換価の猶予の手續等）

第6条の4の2 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、政令で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 2 前項の規定は、前条第2項において読み替えて準用する第6条の2第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。
- 3 第6条の2の3第1項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。

（職権による換価の猶予の効果等）

第6条の4の3 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第6条の2の4第2項及び第3項並びに第6条の3第1項（第5号を除く。）及び第3項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の3第1項	次の	第6条の4第1項の規定に該当しないこととなつた場合又は次の
第6条の3第1項 第2号	第6条の2第3項	第6条の4第2項において読み替えて準用する第6条の2第3項

（申請による換価の猶予の要件等）

第6条の5 市長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 第6条の2第3項から第5項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	する金額	する金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第6条の5の2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該申請による換価の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
 - (5) 猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
 - (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする第6条の6第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、政令で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 前条第2項において準用する第6条の2第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項各号に掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 4 第6条の2の2第6項から第10項まで及び第6条の2の3の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2の2第6項及び第7項	第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項
第6条の2の2第10項	第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項
	前条第1項、第2項又は第4項	第6条の5第1項又は同条第2項において準用する前条第4項
第6条の2の2第10項第1号	第6条の3第1項第1号	第6条の5の3第2項において準用する第6条の3第1項第1号
第6条の2の2第10項第2号	次項の規定による	徴税吏員の
	又は同項の規定による	又は
第6条の2の3第2項	前条第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項

(申請による換価の猶予の効果等)

第6条の5の3 市長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第6条の2の4第2項及び第3項並びに第6条の3第1項及び第3項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、第6条の3第1項第2号中「第6条の2第3項」とあるのは「第6条の5第2項において読み替えて準用する第6条の2第3項」と読み替えるものとする。

(担保の徴取)

第6条の6 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴する。ただし、その猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 国債及び地方債

(2) 市長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

(3) 土地

(4) 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

(5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

(6) 市長が確実と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る徴収金につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 市長は、第1項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第6条の2の4第1項、第6条の4の3第1項若しくは第6条の5の3第1項の規定により差押えを解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保する

ため必要な行為を求めることができる。

第7条中「本章」を「この章」に、「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第10条第2項中「法第321条の11第1項」を「第53条の4の5第1項」に改める。

第35条の3第1項中第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する寄附金として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第2項第2号若しくは第3号に掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）又は租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であること

イ 市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であること

ウ 市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行う法人又は団体に対する寄附金であること

エ 平成28年1月1日以後に第12項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過していない寄附金（その取消の日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

オ 市税の滞納がない法人又は団体に対する寄附金であること

カ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下この項において「暴力団密接関係者」という。）でなく、かつ、その役員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない法人又は団体に対する寄附金であること

(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する金銭として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭であること

イ 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

ウ 市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

エ 平成28年1月1日以後に第12項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない金銭（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

第35条の3第3項中「指定」を「指定（以下この条において「市長の指定」という。）」に改め、同条第4項中「同項第3号又は第4号の規定により」を削り、「の要件」を「の要件（同項第3号オ及びカに掲げるものを除く。）」に改め、同条第9項中「第3項」を「第3項及び第7項」に、「第6項」を「第10項」に、「及び第7項」を「並びに第11項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「第1項第3号又は第4号の」を「市長の」に改め、同項第1号中「規定する」を「規定する市長の」に、「要件」を「要件（同項第3号エ及び第4号エに掲げるものを除く。）」に改め、同項第2号中「第6項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第7項を第11項とし、同条第6項中「指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託の受託者（以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。）」を「指定寄附金等の受領法人等」に、「その指定」を「市長の指定」に、「第3項」を「第3項又は第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項中「第3項」を「市長」に、「をしたとき」を「をしたとき又は第6項の有効期間の更新を行つたとき」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第4項の次に次の4項を加える。

5 市長の指定の有効期間（この項の規定による有効期間の満了の日までに第7項の申請に対する処分がされない場合における第8項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。）は、第3項の申請のあつた日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の市長の指定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して5年を経過する日の属する

年の12月31日までとする。ただし、当該申請（第7項の申請を含む。）のあつた日において、当該申請に係る指定寄附金等が、当該申請のあつた日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第3号ア又は第4号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合にあつては、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

6 前項の有効期間の満了後引き続き指定寄附金等について市長の指定を受けようとする指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託の受託者（以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。）は、その有効期間の更新を受けなければならない。

7 前項の有効期間の更新を受けようとする指定寄附金等の受領法人等は、第5項の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。

8 前項の申請があつた場合において、第5項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の市長の指定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

第37条第7項中「等の所在」を「等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）

第44条の2 市長は、普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合においては、既に第36条第1号ただし書若しくは第2号又は法第316条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、

直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

- 2 前項の場合においては、徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第43条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第43条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。
- 4 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。

第51条の10の次に次の1条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における市民税の所得割の徴収猶予）

第51条の11 所得割の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約（同法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき当該納税義務者に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合には、市長は、当該申立てに係る同条第12項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された所得割額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第329条第1項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて所得割を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(1) 第1項の申立てを取り下げたとき

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

(3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき

(4) 新たにその猶予に係る所得割額以外の徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）

(5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

第52条第1項中「法人税割額」を「法人税割額（第53条の4の5第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。）」に改め、同条第2項中「法人税割額、」を「法人税割額（第53条の4の5第1項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。）」に改め、同条第6項中「法第321条の11第4項」を「第53条の4の5第4項」に改め、同条第7項中「法第321条の11」を「第53条の4の5」に改める。

第53条の2中「この条」を「この条及び第53条の4の5第5項」に改める。

第53条の4中「法第321条の11第1項」を「第53条の4の5第1項」に改める。

第53条の4の2第1項から第3項までの規定中「法第321条の11第1項」を「第53条の4の5第1項」に、「法第321条の11第5項」を「第53条の4の5第5項」に改め、同条第4項中「法第321条の11第1項」を「第53条の4の5第1項」に改める。

第53条の4の4第1項中「法第321条の11第1項」を「次条第1項」に、「法第321条の11第5項」を「次条第5項」に改め、同条第2項中「法第321条の11第2項」を「次条第2項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(法人の市民税の更正及び決定)

第53条の4の5 市長は、第52条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（以下この条において「確定法人税額」という。）若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。）若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額が同条第1項若しくは第2項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、法第321条の14の規定によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額が調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

2 市長は、納税者が第52条第1項、第4項又は第5項の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第1項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をし

た場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

- 4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知する。
- 5 第53条の2の規定は、第1項から第3項までの規定によつて更正し、又は決定した市民税額が、当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予)

第53条の4の6 市長は、内国法人が法人税法第139条第1項に規定する条約（以下この項及び次条第1項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第1項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第1項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号（同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）

に基づいて第52条第8項により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は第53条の4の8第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(1) 第1項の申立てを取り下げたとき

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

- (3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき
- (4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）
- (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき
- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予）

第53条の4の7 市長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第68条の88第18項第1号（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第52条第8項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場

合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は次条第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき、又は当該申立てが取り下げられたとき
 - (2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
 - (3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その

他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき

- (4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）
 - (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき
- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

（法人の市民税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第53条の4の8 徴税吏員は、第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は同条第2項の規定による決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の納期限（同条第8項の申告納付に係る法人税割の不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 前項の場合において、第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の申告書を提出した日（当該

申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 市長は、納税者が第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は同条第2項による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。

第53条の5中「本条」を「この条」に改め、同条第2号中「法第321条の11第1項」を「第53条の4の5第1項」に改める。

第53条の14の次に次の2条を加える。

(分離課税に係る所得割の更正又は決定)

第53条の14の2 市長は、第53条の11第1項又は第2項の規定による納入申告書(以下この項及び次項において「納入申告書」という。)の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

- 2 市長は、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。
- 3 市長は、前2項又はこの項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを分離課税に係る所得割の特別徴収義務者に通知する。

(分離課税に係る所得割の不足金額及びその延滞金の徴収)

第53条の14の3 徴税吏員は、前条の規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第53条の11第1項又は第2項において準用する第50条の2の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

第53条の15中「及び第44条」を「から第44条の2まで」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

(申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第71条の2 市長は、不動産登記法第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によつて登記所に登記の申請をする義務がある者又は第61条の規定によつて市長に申告をする義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかつたこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条の規定によつて当該固定資産の価

格（土地及び家屋にあつては基準年度の価格又は第63条第2項ただし書、第3項ただし書、第4項、第5項ただし書若しくは第6項の規定により当該価格に比準するものとされる価格を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様とする。）を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、第67条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第101条の4第1項中「法第480条第4項」を「第101条の7第4項」に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に、「法第480条第1項」を「第101条の7第1項」に改める。

第2章第4節中第101条の6の次に次の2条を加える。

（たばこ税の更正又は決定）

第101条の7 市長は、第101条の2第1項から第3項までの規定による申告書（以下この項及び次項において「申告書」という。）又は第101条の4第2項の規定による修正申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準数量、税額又は還付金の額がそ

の調査したところと異なるときは、これを更正する。

- 2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準数量及び税額を決定する。
- 3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準数量、税額又は還付金の額について過不足があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。
- 4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知する。

(たばこ税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第101条の8 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の規定による通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に第101条の2第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 市長は、申告納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

第113条の14第1項中「法第606条第4項」を「第113条の19第4項」に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に、「法第606条」を「第113条の19」に改める。

第113条の19及び第113条の20を次のように改める。

(特別土地保有税の更正又は決定)

第113条の19 市長は、第113条の13第1項の申告書（以下この項及び次項において「申告書」という。）又は第113条の14第2項の修正申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知する。

（特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第113条の20 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第113条の13第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限（第113条の15第3項若しくは第4項（これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。）、第113条の17第3項又は第113条の18第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免す

ることができる。

第113条の27中「前条第1項」を「前条第1項」とあり、及び第113条の19第1項中「第113条の13第1項」に、「読み替える」を「、第113条の20第2項中「第113条の13第1項の納期限」とあるのは「第113条の25第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）」と読み替える」に改める。

第134条の14第1項中「法第701条の58第4項」を「第134条の21第4項」に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に、「法第701条の58」を「第134条の21」に、「本節」を「この節」に改める。

第3章第1節第3款中第134条の20の次に次の2条を加える。

（事業所税の更正又は決定）

第134条の21 市長は、第134条の11又は第134条の12の規定による申告書（以下この項及び次項において「申告書」という。）又は第134条の14第2項の規定による修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知する。

（事業所税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第134条の22 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過す

る日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第134条の11第1項又は第134条の12第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

附則第13項の2中「第10条第1項」を「第10条第1項、第44条の2第2項、第53条の4の8第2項、第53条の14の3第2項、第71条の2第2項、第101条の8第2項、第113条の20第2項（第113条の27において準用する場合を含む。）及び第134条の22第2項」に、「同項」を「これら」に改める。

附則第43項から第44項まで、第46項の2第2号イ及び第3号イ並びに第46項の4第2号イ及び第3号イ中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第112項の2中「法第321条の11第1項」を「第53条の4の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の3及び第37条第7項の改正規定並びに附則第5項、第6項及び第8項の規定 平成28年1月1日

(2) 第51条の10の次に1条を加える改正規定及び附則第7項の規定 平成30年1月1日

(3) 附則第43項から第44項まで、第46項の2及び第46項の4の改正規定 市長が定

める日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「28年4月新条例」という。）第6条の2から第6条の3まで及び第6条の6（28年4月新条例第6条の2第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年4月新条例第6条の2第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用する。
- 3 28年4月新条例第6条の4から第6条の4の3まで及び第6条の6（28年4月新条例第6条の4第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。
- 4 28年4月新条例第6条の5から第6条の6（28年4月新条例第6条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）までの規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 5 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「28年1月新条例」という。）第35条の3第1項第3号及び第4号の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に28年1月新条例第35条の3第1項第3号及び第4号の規定による市長の指定の申請がされる寄附金又は金銭について適用し、同日前に附則第1項第1号に掲げる規定による改正前の大阪市市税条例（以下「28年1月旧条例」という。）第35条の3第1項第3号及び第4号の規定による市長の指定の申請がされた寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 6 28年1月新条例第35条の3第5項の規定にかかわらず、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に申請され、28年1月旧条例第35条の3第1項第3号又は第4号の規定による市長の指定を受けた寄附金又は金銭（以下「指定寄附金等」という。）に係る当該市長の指定の有効期間は、平成32年12月31日までとする。ただし、平成28年1月1日において、当該指定寄附金等が、平成32年12月30日までに28年1月新

条例第35条の3第1項第3号ア又は第4号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合にあっては、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

7 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例第51条の11の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に同条第1項の申請が行われる場合について適用する。

8 28年1月新条例第37条第7項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる28年1月新条例第37条第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われる28年1月旧条例第37条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

9 28年4月新条例第53条の4の6及び第53条の4の7の規定は、施行日以後に28年4月新条例第53条の4の6第1項又は第53条の4の7第1項の申請が行われる場合について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

10 大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第81号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第13項の規定により市たばこ税を課する場合には、次の表の左欄に掲げる28年4月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、28年4月新条例第101条の7及び第101条の8の規定を適用する。

第101条の7第1項	第101条の2第1項から第3項まで	大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第81号。次条第2項において「平成27年改正条例」という。）附則第14項
第101条の8第1項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成28年9月30日前である場合には、同日）

第101条の8第2項	第101条の2第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第15項
------------	-----------------	-----------------

11 前項の規定は、平成27年改正条例附則第18項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項の表第101条の7第1項の項	附則第14項	附則第19項において準用する平成27年改正条例附則第14項
附則第10項の表第101条の8第1項の項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第10項の表第101条の8第2項の項	附則第15項	附則第19項において準用する平成27年改正条例附則第15項

12 附則第10項の規定は、平成27年改正条例附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項の表第101条の7第1項の項	附則第14項	附則第21項において準用する平成27年改正条例附則第14項
附則第10項の表第101条の8第1項の項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第10項の表第101条の8第2項の項	附則第15項	附則第21項において準用する平成27年改正条例附則第15項

13 附則第10項の規定は、平成27年改正条例附則第22項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項の表第101条 の7第1項の項	附則第14項	附則第23項において準用する 平成27年改正条例附則第14項
附則第10項の表第101条 の8第1項の項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第10項の表第101条 の8第2項の項	附則第15項	附則第23項において準用する 平成27年改正条例附則第15項

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方税法の一部改正に伴い、市税の猶予制度に係る規定を定めるとともに、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲等を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

目次

第1章 省 略

第2章 普通税

第1節 - 第3節 省 略

第4節 市たばこ税（第99条 - 第101条の6） 第101条の8

第5節 - 第6節 省 略

第3章 目的税

第1節 事業所税

第1款 - 第2款 省 略

第3款 徴収（第134条の10 - 第134条の20） 第134条の22

第2節 省 略

第4章 省 略

附則

（災害等による期限の延長）

第6条 省 略

（徴収猶予の要件等）

第6条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき
- (2) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- (3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- (4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき

2 市長は、納税者又は特別徴収義務者につき、徴収金の法定納期限（随時に課する市税については、その市税を課することができることとなつた日）から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 市長は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

4 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。

5 市長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

（徴収猶予の申請手続等）

第6条の2の2 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額

- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか（分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする第6条の6第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

- 5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第1項（第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。
- 6 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし、又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。
- 7 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知する。
- 9 第7項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。
- 10 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第1項、第2項又は第4項の規定に該当すると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。
 - (1) 第6条の3第1項第1号に掲げる場合に該当するとき
 - (2) 当該申請書を提出した者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定に

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(3) 不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき

11 市長は、第6項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(徴収猶予の通知)

第6条の2の3 市長は、徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知する。

2 市長は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知する。

(徴収猶予の効果)

第6条の2の4 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差し押えを解除することができる。

2 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る徴収金について差し押さえた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（国税徴収法第72条第1項に規定する無体財産権等をいう。）があるときは、その取得した果実又は第三債務者等（法第14条の18第6項第2号に規定する第三債務者等をいう。）から給付を受けた財産で金銭以外のものについて滞納処分を執行し、その財産に係る換価代金等（国税徴収法第129条第1項に規定する換価代金等をいう。）を当該徴収の猶予に係る徴収金に充てることができる。

3 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、当該金銭を当該徴収の猶予に係る徴収金に充てることができる。

(徴収猶予の取消し)

第6条の3 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に徴収することができる。

(1) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき

- (2) 第6条の2第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）
- (3) 当該徴収の猶予に係る徴収金につき提供された担保について市長が第6条の6第3項の規定により行つた求めに応じないとき
- (4) 新たに当該徴収の猶予に係る徴収金以外に、徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）
- (5) 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき
- (6) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないとき認められるとき

2 市長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予の取消しを受けた者に通知する。

（職権による換価の猶予の要件等）

第6条の4 市長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予又は第6条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。

- (1) その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- (2) その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の徴収金の徴収上有利であるとき

2 第6条の2第3項から第5項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の左

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	する金額	する金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第6条の2第4項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第6条の2第5項	ことができる	ものとする

（職権による換価の猶予の手續等）

第6条の4の2 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、政令で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類

2 前項の規定は、前条第2項において読み替えて準用する第6条の2第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

3 第6条の2の3第1項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。

（職権による換価の猶予の効果等）

第6条の4の3 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第6条の2の4第2項及び第3項並びに第6条の3第1項（第5号を除く。）及び第3項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の3第1項	次の	第6条の4第1項の規定に該当しないこととなつた場合又は次の
----------	----	-------------------------------

第6条の3第1項 第2号	第6条の2第3項	第6条の4第2項において読み替え て準用する第6条の2第3項
-----------------	----------	-----------------------------------

(申請による換価の猶予の要件等)

第6条の5 市長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 第6条の2第3項から第5項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	する金額	する金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第6条の2第5項	ことができる	ものとする

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第6条の5の2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該申請による換価の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (5) 猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする第6条の6第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考と

なるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、政令で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 前条第2項において準用する第6条の2第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項各号に掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
 - (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 4 第6条の2の2第6項から第10項まで及び第6条の2の3の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2の2第6項及び第7項	第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項
第6条の2の2第10項	第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項
	前条第1項、第2項又は第4項	第6条の5第1項又は同条第2項において準用する前条第4項
第6条の2の2第10項第1号	第6条の3第1項第1号	第6条の5の3第2項において準用する第6条の3第1項第1号
第6条の2の2第10項第2号	次項の規定による	徴税吏員の
	又は同項の規定による	又は

第6条の2の3第2項	前条第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項
------------	----------------	-----------------

(申請による換価の猶予の効果等)

第6条の5の3 市長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第6条の2の4第2項及び第3項並びに第6条の3第1項及び第3項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、第6条の3第1項第2号中「第6条の2第3項」とあるのは「第6条の5第2項において読み替えて準用する第6条の2第3項」と読み替えるものとする。

(担保の徴取)

第6条の6 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴する。ただし、その猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 国債及び地方債

(2) 市長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

(3) 土地

(4) 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

(5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

(6) 市長が確実と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る徴収金につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 市長は、第1項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第6条の2の4第1項、第6条の4の3第1項若しくは第6条の5の3第1項の規定により差押えを解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、

保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

(過誤納金の還付)

第7条 過誤納に係る徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、地方
この章

税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）で定めるところにより、還付する。

(延滞金)

第10条 省 略

2 前項の場合において、法人が第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第7項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11 第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知
第53条の4の5

して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（第52条第8項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 - 5 省 略

(寄附金税額控除)

第35条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)-(2) 省 略

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（所得税法施行令第217条第1号及び第1号の2に規定する法人（本市が設立したものを除く。）に対する寄附金並びに前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有し、かつ、市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行う法人又は団体に対するものであるとして市長が指定するも

の

(4) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会であり、かつ、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出されるものであるとして市長が指定するもの

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する寄附金として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第2項第2号若しくは第3号に掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）又は租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であること

イ 市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であること

ウ 市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行う法人又は団体に対する寄附金であること

エ 平成28年1月1日以後に第12項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない寄附金（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

オ 市税の滞納がない法人又は団体に対する寄附金であること

カ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下この項において「暴力団密接関係者」という。）でなく、かつ、その役員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない法人又は団体に対する寄附金であること

(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する金銭として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭であること

イ 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

ウ 市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

エ 平成28年1月1日以後に第12項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない金銭（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

2 省 略

3 第1項第3号又は第4号の規定による市長の指定（以下この条において「市長の指定」とい

う。)は、寄附金を受領する法人若しくは団体又は金銭の支出の相手方である公益信託の受託者の申請に基づき、行うものとする。

4 第1項の規定は、同項第3号又は第4号の規定により市長の指定を受けた寄附金又は金銭(以下この条において「指定寄附金等」という。)のうち、前項の申請のあつた日の属する年の1月1日(第1項第3号又は第4号に規定する市長の指定の要件(同項第3号才及びカに掲げるものを除く。)に該当することとなつた日が当該申請のあつた日の属する年の1月2日以後である場合にあつては、当該要件に該当することとなつた日)前に所得割の納税義務者が支出したもののについては、適用しない。

5 市長の指定の有効期間(この項の規定による有効期間の満了の日までに第7項の申請に対する処分がされない場合における第8項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。)は、第3項の申請のあつた日(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の市長の指定の有効期間の満了の日の翌日)から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。ただし、当該申請(第7項の申請を含む。)のあつた日において、当該申請に係る指定寄附金等が、当該申請のあつた日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第3号ア又は第4号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合にあつては、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

6 前項の有効期間の満了後引き続き指定寄附金等について市長の指定を受けようとする指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託の受託者(以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。)は、その有効期間の更新を受けなければならない。

7 前項の有効期間の更新を受けようとする指定寄附金等の受領法人等は、第5項の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。

8 前項の申請があつた場合において、第5項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の市長の指定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 市長は、第3項の指定をしたとき又は第6項の有効期間の更新を行つたときは、その旨を告
9 市長

示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

6 指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託
10

の受託者（以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。）は、その 指定を受
市長の

けた後において、第3項又は第7項の規定により申請した事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

7 省 略
11

8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号又は第4号の指定を取り消す
12 市長の

ことができる。

(1) 指定寄附金等が第1項第3号又は第4号に規定する市長の指定の要件（同項第3号エ及び第4号エに掲げるものを除く。）に該当しなくなつたとき

(2) 指定寄附金等の受領法人等が正当な理由なく第6項に規定する届出又は前項に規定する報
第10項

告を行わないとき

(3)-(4) 省 略

9 第3項及び第7項に規定する申請、第6項に規定する届出及び第7項 に規定する報告は、
13 第10項 並びに第11項

市規則で定めるところにより行わなければならない。

(市民税の申告等)

第37条 省 略

2-6 省 略

7 新たに第25条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者は、その該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）、その該当することとなつた日その他市長の定める事項を市長に申告しなければならない。

(個人の市民税の納期前の納付)

第44条 省 略

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第44条の2 市長は、普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法

第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認められた場合においては、既に第36条第1号ただし書若しくは第2号又は法第316条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第43条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第43条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第51条の10 省 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における市民税の所得割の徴収猶予）

第51条の11 所得割の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約（同法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき当該納税義務者に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに

限る。)をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合には、市長は、当該申立てに係る同条第12項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された所得割額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第329条第1項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて所得割を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該所得割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき
 - (2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
 - (3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき
 - (4) 新たにその猶予に係る所得割額以外の徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）
 - (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間(第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

(法人の市民税の申告納付)

第52条 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。)、第74条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。))又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。))の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において区内に事務所、事業所又は寮等(以下この条において「事務所等」という。)を有するものは、その法人税に係る申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額(予定申告法人にあつては、前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。))の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第53条の4の5第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。))、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。この場合において、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市民税の申告書とその提出期限までに提出しなかつたときは、第9項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付

すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

- 2 連結事業年度（連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この節において同じ。）が同法第4条の5第1項又は第2項（同項第4号及び第5号に係る部分に限る。）の規定により同法第4条の2の承認を取り消された場合（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結子法人のうち適格合併（同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条、次条、第53条の4、第53条の4の2及び第53条の4の4において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）を含み、新たに設立された連結法人（同法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）（普通法人（同法第2条第9号に規定する普通法人をいう。第53条の4の4において同じ。）に限る。以下この項において同じ。）のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する連結事業年度を除く。以下この項及び第9項において同じ。）が6月を超える連結法人で当該連結事業年度開始の日から6月の期間中において区内に事務所等を有するものは、総務省令で定める様式によつて、当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（**第53条の4の5第1項**において「**予定申告に係る連結法人の法人税割額**」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（同法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額が100,000円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りでない。

3 - 5 省 略

- 6 第1項、前2項及び第8項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、当該申告書（第1項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、**法第321条の11第4項**の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第1項、前2項及び**第53条の4の5**

8項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した市民税額を納付することができる。

7 第1項、第2項、第4項から前項まで若しくはこの項の規定によつて申告書を提出した法人又は法第321条の11の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号のいずれかに該第53条の4の5

当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された法第20条の9の3第6項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を市長に提出し、及びその申告により増加した市民税額を納付しなければならない。

(1) - (2) 省 略

8 - 11 省 略

(中間納付額の還付又は充当)

第53条の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による申告書に係る法人税額又は同法第81条の22第1項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいう。）に基づいて算定した市民税額が、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。）に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市民税額（予定申告法人にあつては、第52条第1項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市民税額）若しくは第52条第2項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき市民税額（以下この条及び第53条の4の5第5項において「市民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市民税の中間納付額若しくは市民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る徴収金に充当する。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除)

第53条の4 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度（当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。）の法人税

割につき市長が法人税に関する法律の規定によつて更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第321条の11 第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合
第53条の4の5

合において、当該更正につき第53条の4の4第1項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に同条第2項又は第5項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の前日に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき当該適格合併の前日にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から控除する。

（取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正に伴う法人税割額の控除）
第53条の4の2 区内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市長が法第321条の11 第1項又は第3項の規定による更正をしたことに伴い、第7
第53条の4の5

条又は法第321条の11 第5項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び第3項に
第53条の4の5

において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して3月を経過した日以後である場合を除き、第7条から第9条まで及び法第321条の11 第5項の規定にかかわらず
第53条の4の5

ず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第74条第1項若しくは第144条の6第1項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第81条の22第1項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除する。

2 区内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が法第321条の11 第1項又は第3項の規定による更正をしたこと

第53条の4の5

とに伴い、第7条又は法第321条の11 第5項の規定により還付することとなる金額（以下この

第53条の4の5

項及び次項において「個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）

が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して3月を経過した日以後である場合を除き、第7条から第9条まで及び法第321条の11 第5

第53条の4の5

項の規定にかかわらず、個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から1年以内に開始する各連結事業年度又は各事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各連結事業年度又は各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第81条の22第1項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は同法第74条第1項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その連結法人税額の課税標準の算定期間又はその法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除する。

3 第1項に規定する国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額若しくは各連結事業年度の連結法人税額を減少させる更正があつた場合又は前項に規定する同法第24条若しくは第26条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、これらの更正に係る法人税額又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が法第321条の11 第1項又は第3項の規定に

第53条の4の5

による更正をしたことに伴い、第7条又は法第321条の11 第5項の規定により還付することとな

第53条の4の5

る金額が生ずるときは、当該金額は、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、第1項又は前項の規定を適用する。

4 前3項の規定は、第1項又は第2項の法人が適格合併により解散をした後に、当該法人に係る第1項若しくは第2項に規定する法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正又は第53条の4の5

は前項に規定する法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があつた場合について第53条の4の5

て準用する。この場合において、第1項又は第2項中「当該更正の日の」とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」と読み替える。

(法人税割額の還付又は充当)

第53条の4の4 市長が法人税法第135条第1項又は第5項に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第321条の11第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合（次項及び第3項において「市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（以下この条において「仮装経理法人税割額」という。）は、第7条から第9条まで及び法第321条の11第5項の規定によつて

つて更正をした場合（次項及び第3項において「市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（以下この条において「仮装経理法人税割額」という。）は、第7条から第9条まで及び法第321条の11第5項の規定によつて

定にかかわらず、次項又は第5項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しない。

2 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日）から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該5年を経過する日の属する事業年度又は当該5年を経過する日の属する連結事業年度の終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市民税の確定申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該法人の市民税の確定申告書の提出又は当該法人の市民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割についての法第321条の11第2項

の規定による決定があつた場合）には、市長は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定める

ところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第5項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第53条の4の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当する。

(1)-(4) 省略

3-6 省略

（法人の市民税の更正及び決定）

- 第53条の4の5 市長は、第52条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（以下この条において「確定法人税額」という。）若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。）若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額が同条第1項若しくは第2項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、法第321条の14の規定によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額が調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。
- 2 市長は、納税者が第52条第1項、第4項又は第5項の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第1項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定する。
- 3 市長は、第1項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。
- 4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納

税者に通知する。

- 5 第53条の2の規定は、第1項から第3項までの規定によつて更正し、又は決定した市民税額が、当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予)

- 第53条の4の6 市長は、内国法人が法人税法第139条第1項に規定する条約（以下この項及び次条第1項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第1項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第1項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号（同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第52条第8項により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は第53条の4の8第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政

令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(1) 第1項の申立てを取り下げたとき

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

(3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき

(4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）

(5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予）

第53条の4の7 市長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第68条の88第18項第1号（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項

において同じ。)に基づいて第52条第8項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は次条第1項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき、又は当該申立てが取り下げられたとき
 - (2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
 - (3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき
 - (4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき(市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)
 - (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

（法人の市民税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第53条の4の8 徴税吏員は、第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は同条第2項の規定による決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の納期限（同条第8項の申告納付に係る法人税割の不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 前項の場合において、第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 市長は、納税者が第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は同条第2項による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。

(第52条第7項の規定による申告等に係る法人税割の徴収猶予)

第53条の5 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号の申告書又は更正に係る法人税割額が政令で定める金額に満たないときは、当該税額につき、偽りその他不正の行為により法人税割を免れた場合その他政令で定める場合を除き、当該申告書を提出した日後又は当該更正に係る納期限後最初に到来する市民税（本条の規定によつてその徴収を猶予されるものを除く。）に係る納付に関する期限まで、その徴収を猶予する。

(1) 省 略

(2) 前号の者が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正（法第321条の14の規定による第53条の4の5

る修正に基づくものに限る。）を受けた場合

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の14 省 略

(分離課税に係る所得割の更正又は決定)

第53条の14の2 市長は、第53条の11第1項又は第2項の規定による納入申告書（以下この項及び次項において「納入申告書」という。）の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市長は、前2項又はこの項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを分離課税に係る所得割の特別徴収義務者に通知する。

(分離課税に係る所得割の不足金額及びその延滞金の徴収)

第53条の14の3 徴税吏員は、前条の規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第53条の11第1項又は第2項において準用する第50条の2の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算し

た金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

- 3 市長は、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第53条の15 その年において退職手当等の支払を受けた者が第53条の12第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第53条の7及び第53条の8の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第53条の11第1項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第53条の9の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。この場合には、第43条及び第44条 から第44条の2まで

規定は、適用しない。

(固定資産税の減免)

第71条 省 略

(申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第71条の2 市長は、不動産登記法第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によつて登記所に登記の申請をする義務がある者又は第61条の規定によつて市長に申告をする義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかつたこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条の規定によつて当該固定資産の価格（土地及び家屋にあつては基準年度の価格又は第63条第2項ただし書、第3項ただし書、第4項、第5項ただし書若しくは第6項の規定により当該価格に比準するものとされる価格を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様とする。）を決定し、又は修正したことに基ついてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

- 2 前項の場合においては、徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、第67条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日ま

での期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(たばこ税の期限後申告及び修正申告納付)

第101条の4 第101条の2第1項又は第2項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、法第480条 第4項の規定による決定の通知があるまでは、第101条の7

第101条の2第1項又は第2項の規定によつて申告納付することができる。

- 2 第101条の2第1項若しくは第2項、前項若しくは本項 この項の規定によつて申告書若しくは修正

申告書を提出した申告納税者又は法第480条 第1項から第3項までの規定による更正若しくは第101条の7

は決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第101条の6 省 略

(たばこ税の更正又は決定)

第101条の7 市長は、第101条の2第1項から第3項までの規定による申告書(以下この項及び次項において「申告書」という。)又は第101条の4第2項の規定による修正申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準数量、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

- 2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準数量及び税額を決定する。
- 3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準数量、税額又は還付金の額について過不足があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。
- 4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知する。

(たばこ税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第101条の8 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の規定による通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第101条の2第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、申告納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（特別土地保有税の期限後申告及び修正申告納付）

第113条の14 前条第1項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第606条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によ
第113条の19

つて申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出し
この項

た者又は法第606条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正
第113条の19

申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

第113条の19及び第113の20 削除

（特別土地保有税の更正又は決定）

第113条の19 市長は、第113条の13第1項の申告書（以下この項及び次項において「申告書」という。）又は第113条の14第2項の修正申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課

税標準額又は税額について過不足額があることを知ったときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知する。

(特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第113条の20 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第113条の13第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限(第113条の15第3項若しくは第4項(これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。)、第113条の17第3項又は第113条の18第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用)

第113条の27 第113条の21の規定により特別土地保有税を課する場合には、前3款の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定(第113条の3第1項及び第2項の規定、第113条の4の規定(法第586条第1項に係る部分を除く。))並びに第113条の8から第113条の11まで、第113条の13及び第113条の15から第113条の18の2までの規定を除く。)を準用する。この場合において、第113条の3第4項及び第5項中「第1項の土地の所有者等」とあり、並びに同条第6項中「第113条の3第1項の土地の所有者等」とあるのは「第113条の21に規定する遊休土地の所有者」と、第113条の14中「前条第1項」とあり、及び第113条の19第1項中「第113条の13第1項」とあるのは「第113条の25第1項」と、第113条の20第2項中「第113条の13第1項の納期限」とあるのは「第113条の25第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)」と読み替えるものとする。

(事業所税の期限後申告及び修正申告納付)

第134条の14 第134条の11又は第134条の12の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告

書の提出期限後においても、法第701条の58第4項の規定による決定の通知があるまでは、第134条の21

134条の11又は第134条の12の規定によつて申告納付することができる。

- 2 第134条の11又は第134条の12若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正
この項

正申告書を提出した者又は法第701条の58の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該
第134条の21

申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額（第134条の11第2項
又は第134条の12第2項の課税標準額をいう。以下本節において同じ。）又は税額について不
この節

足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加
した税額を納付しなければならない。

（事業所税の減免）

第134条の20 省 略

（事業所税の更正又は決定）

第134条の21 市長は、第134条の11又は第134条の12の規定による申告書（以下この項及び次項
において「申告書」という。）又は第134条の14第2項の規定による修正申告書（以下この項及
び次項において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正
申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

- 2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、
申告すべき課税標準額及び税額を決定する。
- 3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課
税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更
正する。
- 4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に
通知する。

（事業所税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第134条の22 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合
において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）
があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収
しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に第134条の11第1項又は第134条の12第1項の納期限

(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 市長は、納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

附 則

1 - 13 省 略

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)

- 13の2 当分の間、第10条第1項、第44条の2第2項、第53条の4の8第2項、第53条の14の3第2項、第71条の2第2項、第101条の8第2項、第113条の20第2項(第113条の27において準用する場合を含む。)及び第134条の22第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年これら

に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から附則第14項までにおいて同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

13の3 - 42 省 略

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 43 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この項から附則第44項までにおいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用第19項

を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項から附則第43項の3までにおいて「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

43の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3ま

第19項

での規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

43の3 附則第43項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3ま

第19項

での規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第43項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

43の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第43項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条か

第19項

ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

44 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第43項の規定にかかわらず、当該商業地

等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

45-46 省 略

46の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 省 略

(2) 平成28年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成27年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地第19項

であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 平成29年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成28年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地第19項

であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

46の3 省 略

46の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 平成27年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成27年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成27年度類似特定用途宅地等 当該平成27年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成27年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条第19項から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 平成28年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 省 略

イ 平成28年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成28年度類似特定用途宅地等 当該平成28年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成28年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条第19項から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

46の5-112 省 略

112の2 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第2条の規定による改正前の法人税法第70条又は第81条の16に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて、市長が法第321条の11 第1項又は第3項の規定によつて更正をした第53条の4の5

場合における第53条の4及び第53条の4の4第1項から第5項までの規定の適用については、同条第1項中「法人税法第135条第1項又は第5項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第2条の規定による改正前の法人税法第70条又は第81条の16」とする。

113-148 省 略